

第1章 総則

第1条（本利用約款の目的）

カート+ f o r P C利用約款（以下、「本利用約款」という。）は、GMOデジタルラボ株式会社（以下、「当社」という。）が提供するカート+ f o r P C（以下、「本サービス」という。）の利用条件について定めることを目的とします。

第2章 利用契約の成立

第2条（申込の方法）

1. 本サービスを申し込む場合には、当社が定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、押印のうえ、当社に対して申し込むものとします。
2. 本サービスの申込に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本サービスの申込があった場合には、本利用約款に同意したものとみなします。

第3条（本サービスの利用の開始）

1. 本サービスの利用契約（以下、「利用契約」という。）は、当社がお客さまの申込に対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) お客さまが利用料金の支払についてクレジットカード会社を利用する場合において、その承認が得られない場合。
 - (5) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
 - (6) 第25条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。
 - (7) 本人確認を行うことができない場合。
 - (8) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第3章 本サービスの内容

第4条（本サービスの内容）

本サービスは、インターネットを通じて、お客さまの商品又は役務の販売に関するシステムを提供するサービスです。本サービスの詳細は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。

第5条（サポート）

1. 当社は、本サービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに

回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。

2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第6条（本サービスに関する知的財産権）

本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権などの知的財産権は、当社又は当社のライセンサーに帰属します。お客さまが本サービスを利用することによって、かかる知的財産権が当社又は当社のライセンサーからお客さまへ移転するものではありません。

第4章 お客さまの義務

第7条（禁止行為）

お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為。
- (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為。
- (3) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (4) 当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
- (5) 事実に反する情報又はその恐れのある情報を提供する行為。
- (6) スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為。
- (7) 当社の設備に過大な負荷を与える行為。
- (8) 本サービスを利用して商品又は役務の提供主体に当社が含まれるかのような表示をする行為。
- (9) 本サービスを利用して提供不可能な商品又は役務を提供する行為又は提供する恐れのある行為。
- (10) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。

第8条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のサーバー（以下、「当社のサーバー」という。）にアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）をお客さまに対して発行します。
2. お客さまは、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
3. 当社は、当社のサーバーにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
4. お客さまは、第2項に定めるID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第9条（本サービスを利用した商品又は役務の提供）

本サービスを利用して商品又は役務を提供するお客さまは、次の各号に掲げる事項について一切の責任を負うものとします。

- (1) 消費者に対して、事業者を特定する情報を表示すること。
- (2) 特定商取引法、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法、薬事法、個人情報保護法、その他の関係する法令、規則、ガイドライン等を遵守すること。
- (3) 消費者に対して、商品又は役務の提供に関する契約の当事者がお客さま及び消費者である旨を明示すること。
- (4) 消費者に対して、商品又は役務の提供に関する義務を誠実に履行すること。

第10条（お客さまと第三者との間における紛争）

お客さまは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、商標権、著作権等の知的財産権に関する侵害その他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければならず、当社に損害

を与えないものとします。

第11条（契約上の地位の処分の禁止等）

お客さまは、当社の承諾がない限り、本利用約款にもとづくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

第12条（変更の届出）

1. 本サービスの申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款にもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款にもとづくお客さまの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第13条（本サービスの利用に関する規則）

1. 当社は、本サービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、本利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

第5章 本サービスの停止等

第14条（本サービスの提供の停止）

1. 当社は、お客さまが本利用約款に違反する行為を行っているとき又は本サービスの提供のために緊急の必要があるときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. お客さまは、前項により当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、その間の分の利用料金の免除又は償還を受けることはできません。

第15条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

第16条（本サービスの利用不能）

1. お客さまは、当社の設備の保守、電気通信の障害や遅延、当社の設備内のソフトウェアの瑕疵その他の事由により本サービスを利用できない事態が生じうるものであることを了承するものとします。
2. お客さまは、コンピューターウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社のシステムに保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変される事態が生じうるものであることを了承するものとします。

第6章 免責

第17条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第18条（免責）

当社は、本サービス自体により又は本サービスに関連してお客さま又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第19条（担保責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項のほか、本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。
 - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本利用約款は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第20条（消費者契約に関する免責の特則）

本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金としてお客さまが当社に支払った金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

第7章 料金

第21条（料金の支払）

1. お客さまは、本サービスの利用の対価として、月額料金や従量料金などのサービス利用料金を当社に支払うものとします。当社は、社会状況、経済情勢の変化、サービス提供上の技術的な要請その他の事情に基づき、サービス利用料金又はその算出方法を改定することがあります。
2. サービス利用料金の支払方法、支払時期については、別記に定めるものとします。本サービスの利用及び利用料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまが負担するものとします。
3. お客さまが期限までに利用料金を支払わない場合には、お客さまはその期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8章 本サービスの終了等

第22条（利用期間）

本サービスの利用期間及び利用契約の更新については、サービスの種類ごとに別記に定めるものとします。

第23条（お客さまの行う解除）

お客さまは、当社の定める手続に従って、いつでも将来に向かって利用契約を解除することができます。

第24条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
 - (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立がなされた場合。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行ったときは、本来の利用期間の満了日までの間の利用料金について、直ちにお客さまに請求することができるものとします。

第9章 その他

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

第26条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第27条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定の内容に従って変更されるものとします。

附則（２０１６年２月１日実施）

本利用約款は、２０１６年２月１日から実施します。

附則（２０１９年４月２３日最終改定）

本利用約款は、２０１９年４月２３日に改定し、即日実施します。